

消費者サイドからの勧誘方針についての要望、意見等の例

金融オンブズネット

『金融商品の勧誘方針に関する調査報告書【第2次：証券編】(2002.3)』(関係部分要旨)

- ・店頭調査の概況(揭示方法、従業員への周知、写しの交付)
- ・調査のまとめ
- 2. 総括的事項について
 - (1) 勧誘の基本方針(適合性原則、説明義務、不適正勧誘の防止)
 - (2) 勧誘方針の遵守体制
 - (3) トラブルへの対応
- 3. 適合性原則について
 - (1) 顧客調査(顧客情報の管理についても期待)
 - (2) 適合性原則に従った業務の遂行(適合性に関する考え方に踏み込んだ記述が不可欠)
- 4. 勧誘ルールについて
 - (1) 不招請勧誘(少なくとも高度・複雑なハイリスク・ハイリターン商品などについては、顧客からの要請がなければ勧誘しないというルールを求める)
 - (2) 広告(広告への記載事項)
 - (3) 書面交付(重要事項についての書面を交付)
 - (4) 説明と確認
 - (5) 禁止行為(できる限り具体的に記述することが望まれる)
 - (6) 記録(勧誘記録の作成と本人交付)

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

『これでいいの?金融商品の売り方と表示(2002.1)』(関係部分要旨)

勧誘方針の店頭調査

- 3. 調査結果からの要望
 - 1) 客と直接接する社員には特に社員教育が重要。
 - 2) 金融機関は、チラシを配布するなど積極的にPRに努めてほしい。
 - 3) もっと具体的な内容の方針を打ち出して欲しい。各社の独自性が伝わってこないことも問題。標語に終わらせることのないよう真剣に取り組んでもらいたい。
 - 4) フリーダイヤルのお客様相談窓口を勧誘方針に記載して欲しい。 等

(社)全国消費生活相談員協会

『金融商品販売のルールについてのお願い(2001.3)』(金融商品販売会社業界団体宛文書の抜粋)

- 5. 勧誘方針について
- 販売会社の勧誘方針は具体的にかつ客の見えるところに表示する事。顧客が求めれば、勧誘方針が記載された書面をその顧客に交付する事。

全国証券問題研究会(弁護士の団体)

『金融商品販売法8条にかかる「勧誘方針」作成に当たっての提言(2000.11)』(「勧誘方針に記載すべき事項」の項目部分抜粋)

- 第1 適合性原則、第2 説明義務・助言義務、第3 情報提供に際しての義務
- 第4 勧誘方法、第5 損害賠償責任